不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>災害時における応急措置への従事</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>災害対策基本法第６５条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>危機管理室危機管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td>災害対策基本法第６５条第１項
　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>基準なし
【理由】
　災害時という緊急性が高い状況において応急措置の業務に従事させる措置であり、その応急措置の内容や現場の状況により程度が異なるため。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>